

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	八潮市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託      ・      一部委託      ・      委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：八潮市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：講演会及び講座の開催</p>
事業内容	<p>講座：成年後見制度ミニ講座</p> <p>1 (対象者) 市内在住・在勤の方</p> <p>2 (内容) 成年後見制度・市民後見人に関する講座 (市内三ヶ所で一日ずつ開催)</p> <p>3 (講師) 司法書士、弁護士、社会福祉士</p> <p>養成講座：市民後見人養成講座 (基礎課程)</p> <p>1 (対象者) 市内在住、25歳以上68歳以下の方等</p> <p>2 (内容) 市民後見人として活動するにあたり必要となる基礎の講座</p> <p>3 (講師) 司法書士、社会保険労務士、公認会計士、医師、弁護士、後見人経験者、県社協職員、市社協職員、市役所職員等</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 9 月 27 日 ミニ講座 1 回目</p> <p>平成 26 年 11 月 12 日 ミニ講座 2 回目</p> <p>平成 26 年 12 月 7 日 ミニ講座 3 回目</p> <p>平成 27 年 1 月 10 日、17 日、24 日、31 日、2 月 7 日に基礎課程開催</p>
備考	

# 平成26年度 市民後見人養成講座（基礎課程）募集要項

八潮市社会福祉協議会では、成年後見制度の担い手である「市民後見人」を成年後見人等の候補者として養成し、地域福祉の視点から成年後見制度の利用と地域における権利擁護を推進することを目的として、「市民後見人養成講座（基礎課程）」を実施します。

※来年度開催予定の「市民後見人養成講座（実践課程）」の参加は、今回の基礎課程を修了されていることが要件となります。



## 1. 実施日時・内容

平成27年1月10日～2月7日（毎週土曜日）、全5回

回	日	時間	内容
1日目	1月10日	10:10 ～15:40	開講式 成年後見制度の基礎
2日目	1月17日	10:00 ～16:00	市民後見概論、関係制度・法律（健康保険制度、年金制度）、税務申告制度等
3日目	1月24日	10:30 ～16:10	関係制度・法律（障害者施策・生活保護制度）、対象者の理解（知的障がい・精神障がい）
4日目	1月31日	10:30 ～16:40	関係制度・法律（介護保険制度、高齢者施策）、対象者の理解（高齢者・認知症の理解）
5日目	2月7日	10:00 ～15:30	民法の基礎（家族法、財産法） 後見活動の実際、閉講式

## 2. 会場

八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ「社会適応訓練室」

（〒340-0802 八潮市鶴ヶ曽根414-1、TEL048-997-8553）

## 3. 対象者

以下の要件を全て満たしている方

- (1) 八潮市在住の方
- (2) 年齢25歳以上で68歳以下の方（平成26年4月1日現在）
- (3) 成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に関心と熱意がある方
- (4) 全日程受講可能な方
- (5) 講座修了後に市民後見人として活動する意欲のある方
- (6) 民法第847条 後見人の欠格事由に該当しない方
  - ①家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
  - ②破産者
  - ③被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

主催：社会福祉法人八潮市社会福祉協議会

後援：八潮市

④行方の知れない者

(7) 次の事項に該当しない方

①禁治産者宣告・準禁治産者宣告を受けた者

②成年後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任の審判を受けた者

#### 4. 定員

30名（定員を超えた場合は抽選）

#### 5. 参加費

無料（テキスト代4,000円）

※講座初日に徴収します。

#### 6. 申込方法

12月5日（金）までに、右側の「平成26年度 市民後見人養成講座（基礎課程）受講申込書」に必要事項をご記入の上、持参もしくは郵送でお申し込みください。

※申込者には、事前説明会を以下の通り実施しますので、必ずご参加ください。

（やむを得ず欠席される場合は、事前に下記までご相談ください。）

##### 【事前説明会】

○日時：平成26年12月12日（金曜日）10：00～11：00

○会場：八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ「社会適応訓練室」

※12月26日（金）までに受講決定通知書を送付します。

#### 7. 申込・問い合わせ先

社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会

〒340-0802 八潮市鶴ヶ曽根414-1

八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ内

TEL：048-995-3636 月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15

#### 成年後見制度とは？

認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない方の援助者（成年後見人等）を法律的に定めることで、その方の預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスを利用できるように契約を結んだりして権利利益を守る制度です。

#### 市民後見人とは？

成年後見制度において、親族や専門職ではなく、「地域に貢献したい！」という市民の中から選ばれた成年後見人等のことを言います。

※成年後見人等となるには家庭裁判所による選任が必要なため、本講座を修了することにより「市民後見人」としての活動ができるとは限りません。

**主催：社会福祉法人八潮市社会福祉協議会**

**後援：八潮市**

参加者募集！

# 成年後見制度 ≡二講座

認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度\*の重要性がますます注目されています。

今後の自分自身のため、そしてご家族の方などのために、必要となる時に備え制度をあらかじめ知っておくことが大切です！

学習の機会に本講座をご活用ください！

## ○日時・会場等

	日時	会場	講師	内容(第1~3回共通)
第1回	9月27日(土) 13:20~16:00	八條公民館 「会議室2」 (八條 2753-46)	成年後見センター・ リーガルサポート埼玉支部 (司法書士)	第1部 講義 「私たちの暮らしと財産を守る 成年後見制度とは？」 「もしもに自ら備える 任意後見制度を知ろう！」  第2部 質疑応答 「成年後見制度の 疑問にお答えします！」
第2回	11月12日(水) 13:20~16:00	八幡公民館 「研修室」 (中央 3-32-11)	民事法務協会 成年後見部	
第3回	12月7日(日) 13:20~16:00	八潮メサ・アネックス 「多目的ホールC」 (大瀬 795-1)	権利擁護センター ぱあとなあ埼玉 (社会福祉士)	

○対象者 八潮市内在住・在勤の方

○定員 各回 20名(申込順)

※定員に余裕がある場合は複数回参加も可

○参加費 無料

○申込方法 各回 10日前までに、お電話等で下記へお申し込みください。

○申込・問い合わせ先 社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会

〒340-0802 八潮市鶴ヶ曾根 414-1

八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ内

TEL:048-995-3636 FAX:048-995-5287

月~金曜日(祝日除く)8:30~17:15

## (※)成年後見制度とは？

認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない方の援助者(成年後見人等)を法的に定めることで、その方の預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスを利用できるように契約を結んだりして権利利益を守る制度です。

成年後見制度はこんな時の強い味方です！

お金や通帳・印鑑の管理に自信がない・・・

一人暮らしだから、将来のことが不安。病気になったらどうしよう。

最近母に認知症の傾向が。悪質商法に狙われないか心配・・・

認知症の父の預金を父のために使いたいけど、どのようにしたらいいの？

主催：社会福祉法人八潮市社会福祉協議会

後援：八潮市